

平成 21 年 4 月 1 日現在

65 歳以上の年金受給者で市県民税を納付されている人は 平成 21 年 10 月から市県民税の公的年金 からの引き落とし（特別徴収）が始まります

～地方税法の改正により市県民税の納付方法が一部変更になりました～

◆対象になるのはどんな人？

平成 21 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の年金受給者で、市県民税を納付されている人が対象です。ただし、次の人は対象になりません。

- 介護保険料が年金から引き落とされていない人
- 引き落とされる市県民税が老齢基礎年金額を超える人 など

※障害年金および遺族年金等の非課税年金からは引き落としされません。

◆年金から引き落とされる税額は？

引き落とされるのは、年金所得の金額から計算した市県民税のみです。

※給与所得や事業所得等から計算した市県民税は、今までどおり給与からの引き落とし、または納付書および口座振替で納めていただきます。

※対象者には、市から**普通徴収の納税通知書を兼ねた通知書**を送付（6月中旬発送予定）します。通知書には、普通徴収で納付していただく税額と、年金から引き落とさせていただく税額の両方が記載されています。ご確認ください。

◎税額に変更はありません

今回の改正は年金所得に係る市県民税の納付方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。したがって、対象となる人の年間の市県民税額は変わりません。

◎税金の納め方はどうなるの？



（例）市県民税の年税額が
6 万円の場合（年金所得のみ）

昨年度までの納め方

月	納付書で納める（普通徴収）			
	6 月	8 月	10 月	1 月
税額（円）	15,000	15,000	15,000	15,000
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の 4 分の 1 ずつを納付書で納めていただいていた。

↓↓今年度以降は・・・↓↓

平成 21 年度の納め方

月	納付書で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
税額（円）	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6 月・8 月は、年税額の 4 分の 1 ずつを今までどおり納付書で納めていただきます。10 月・12 月・2 月は年税額の 6 分の 1 ずつを年金から引き落とします。

平成 22 年度以降の納め方

月	年金から引き落とし（特別徴収）					
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
税額（円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	前年度の 2 月と同じ額			年税額の残り 1/3 ずつ		

4 月・6 月・8 月は、前年度の 2 月の税額と同額を引き落とします。10 月・12 月・2 月は、年税額から 4 月・6 月・8 月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

- ※今年 10 月支給分の年金から引き落としを開始します。したがって、平成 21 年度の市県民税額のうち半分については、6 月と 8 月に納付書で納めていただきます。